七九、甲九〇九、甲九一一、字平畑甲一〇四一、甲一〇五二の二、甲一〇九〇、甲一〇九一、甲一〇九五、甲一〇九六、字西甲一一〇五、甲一一一三、甲一一一五の一、甲一一一九、甲一一二〇の一、甲一一二九、甲一一三八、字中不動上甲一三八五、甲一四一七の一、甲一四一七の二、甲一四一八、甲一四二二の一から甲一四二二の三まで、甲一四八八、甲一四九一の一、甲一四九三の三から甲一四九三の六まで、甲一五〇四、甲一五〇六、甲一五一一の一、甲一五一一の二、字中不動下甲一五一三、甲一五一四、甲一五一七、甲一五二〇、甲一五二四、甲一五六八の二、甲一五九三の二、甲一五九六の二、甲一五九八、甲一五九九、甲一六〇一、甲一六二九、甲一六三二の一、甲一六三二の二、甲一六三五、甲一六三六、甲一六四一、甲一六五〇、甲一六五四の一、甲一六五九、甲一六六八、甲一六七六、字大谷甲一六七七、甲一六八〇、甲一六八六、甲一六九一、甲一六九五、甲一六九六の一、甲一六九六の二、甲一六九七、甲一六九九、甲一七〇四の三から甲一七〇四の六まで、甲一七〇四の八、甲一七一二、甲一七一八、甲一七二六、甲一七二八、甲一七二九の二、甲一七二九の四、甲一七二九の五、甲一七二九の七から甲一七二九の九まで、字蜂ノ巣甲一七三〇、甲一七三五、甲一七三七から甲一七三九まで、甲一七四一、甲一七四七、甲一七五三、甲一七八二、甲一七八九の一、甲一七九三、甲一八〇〇、甲一八一三、甲一八一五、甲一八二八、甲一八二九の三、字矢櫃甲一八六〇、甲一八七二、甲一八七五の一、甲一八七八、甲一八八一、甲一八八七、甲一八八八の一、甲一八八八の二、甲一八九二から甲一八九六まで、甲一八九八、甲一八九九、甲一九〇六、甲一九〇九、甲一九一七、甲一九一九、甲一九二八、甲一九三一の二、甲一九四三、甲一九五二、甲一九五六、甲一九六六、嬉野町大字下宿字梅ノ木谷丙五四一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字尾崎丙一七四三、丙一八三一の一、丙一八三二、丙一八三四、丙一八六五、丙一八六六、字雨越丙二〇〇四の二、丙二〇〇五の一、丙二〇〇五の二、丙二〇〇八の一、字貝手丙二一四二、丙二一四三の一、丙二一四三の二、丙二一四五の一、丙二一五一の三、丙二一六五、字上床丙二二三二の一、丙二三三二の四、丙二三三二の一二、丙二三三六の一、丙二三三七、丙二三四二、丙二三四六、丙二三四七の一から丙二三四七の三まで、丙二三五一、丙二三六九の一七、丙二三六九の二〇、丙二三六九の二一、丙二三六九の三四、丙二三六九の三六、丙二三六九の三八、丙二三六九の四八、丙二三六九の四九、丙二三六九の五八、字中木庭丙二三三九の一、丙二三三九の二、丙二三三一の一、丙二三三二の二、丙二三三三一、丙二三三三四の一、丙二四五七の一四、字縫形丙二五三二の九、丙二五三六、字大坂丙二六八〇の二、丙二六八〇の一八、丙二六八〇の二五、丙二六八〇の三四、丙二六八一、字路木丙二九〇七、字大野丙三〇三九の五一、丙三〇三九の五二、丙三〇三九の五四、丙三〇三九の五七、丙三〇三九の九七、丙三〇三九の九八、丙三〇三九の一三三、丙三〇八三の一、丙三〇八四、丙三〇八七、字丸木庭丙三二七四の七三、字四方坂丙三五九八の一〇、丙三五九八の一一、丙三五九九、字張川内丙三七〇五の一、丙三七〇五の二、丙三七四六、字弓木丙三八七二の三、字長野丁四二四〇、丁四二七九の二、丁四二八五、字内野丁四三一八の一、丁四三一九の一、丁四三二〇、丁四四一〇、字才又戊一三の二、戊一六の一、戊一六の二、字番在戊三八九の一〇七から戊三八九の一一〇まで、戊三九一の二、戊三九三の一、戊三九六の一、戊三九六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字松ノ坂丙九〇七、丙九三三の一、丙九三五の二、丙九四二の二、丙九四三の三、丙九四六、丙九四七の一、丙九五〇の一、丙九五〇の二、丙九五一の二、丙九五二、丙九五六の一、丙九五六の二、丙九五九の二、丙九六七の一、丙九七三、丙九七五、丙九八八、丙九九一、丙九九七、丙九九八の一、丙九九八の二、丙九九九、丙一〇〇〇、丙一〇〇一、丙一〇〇三、丙一〇〇四の二、丙一〇〇六、丙一〇〇九、丙一〇一〇の一、丙一〇一〇の二、丙一〇一一、丙一〇一二、丙一〇一三、丙一〇一四、丙一〇一五、丙一〇一六の二、丙一〇一七の一、丙一〇一八の一、丙一〇一八の二、丙一〇一九、丙一〇二〇の一、丙一〇二〇の二、丙一〇二一、丙一〇二二、丙一〇二三、丙一〇二四一、丙一〇二四七の一、丙一〇二四九の一、丙一〇二四九の二、丙一〇二四九の四、丙一〇二四九の五、丙一〇二四九の七、丙一〇二五〇の一、丙一〇二五〇の五、丙一〇二五一の一、丙一〇二五四の一、丙一〇二五六の一、丙一〇二五六の二、丙一〇二五七の二、丙一〇二六一、丙一〇二六二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也